

## 技能指導官及び伝承官運用規程

平成7年3月31日  
本部訓令第7号

### (目的)

第1条 この規程は、実務経験が豊富で警察実務に関して卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する警察職員（以下「職員」という。）を技能指導官に、技能指導官に準ずる程度の専門的技能等を有する職員を伝承官に指定し、効果的に活用することによって、職員の専門的技能等の向上を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (技能指導官及び伝承官の設置)

第2条 技能指導官及び伝承官は、警察本部（以下「本部」という。）の所属に置くものとする。ただし、技能指導官にあつては警察本部長（以下「本部長」という。）が、伝承官にあつては別表に掲げる専門的技能等に関する事務を所管する部（以下「所管部」という。）の長（以下「所管部長」という。）が特に必要があると認めるときは、本部の所属以外の所属に置くことができる。

2 技能指導官及び伝承官としての専門的技能等の内容は、別表のとおりとする。

### (技能指導官及び伝承官の行う職務)

第3条 技能指導官及び伝承官は、次の各号に掲げる方法（第4号の方法にあつては伝承官を除く。）により専門的技能等に関し職員に対する指導教養を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 巡回教養による講義及び実技の指導
- (4) 他の都道府県警察等から要請を受けて行う専門的技能等に係る教養その他の支援
- (5) 前4号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

### (技能指導官に充てる職員)

第4条 技能指導官は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、充てるものとする。

- (1) 卓越した専門的技能等を有する者
- (2) 原則として、年齢が45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者
- (3) 警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員
- (4) 勤務成績が優秀であり、かつ、伝承官として優れた教養実績を残した者

### (伝承官に充てる職員)

第5条 伝承官は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、充てるものとする。

- (1) 技能指導官に準ずる程度の専門的技能等を有する者
- (2) 原則として、年齢が40歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が10年以上の者
- (3) 原則として、警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員

### (技能指導官及び伝承官の指定等)

第6条 技能指導官及び伝承官の指定は、技能指導官にあつては所管部長からの第7条第

2 項の規定による上申に基づき本部長が、伝承官にあつては所管部の所属の長（以下「本部所属長」という。）からの第7条第1項の規定による上申に基づき所管部長が行う。

- 2 本部長及び所管部長は、前項の指定をするときは、本部長にあつては当該指定に係る職員に技能指導官指定書（様式第1号）を、所管部長にあつては当該指定に係る職員に伝承官指定書（様式第2号）を交付するものとする。

（推薦、上申等）

第7条 本部所属長は、技能指導官又は伝承官として適任と認める職員について、技能指導官に係るものにあつては技能指導官推薦書（様式第3号）により、伝承官に係るものにあつては伝承官上申書（様式第4号）により、所管部長に推薦又は上申（所管部の庶務担当課経由）をするものとする。

- 2 本部所属長は、前項の推薦又は上申をするときは、あらかじめ警務部教養課長（以下「教養課長」という。）と協議するものとする。
- 3 第1項の技能指導官に係る推薦を受けた所管部長は、その推薦に係る職員が技能指導官としての適性を有すると認めるときは、当該職員の技能指導官としての指定について、本部長に上申するものとする。
- 4 本部所属長は、推薦又は上申に係る職員が技能指導官又は伝承官として指定されたときは、その旨を教養課長に通知するものとする。

（技能指導官又は伝承官の指定の解除）

第8条 技能指導官又は伝承官が配置されている所属の長（以下「配置所属長」という。）は、所属の技能指導官又は伝承官が病気、身体の障害その他の理由によりその任務を遂行することが困難であると認めるときは、本部所属長及び教養課長との協議を経て、技能指導官等指定解除上申書（様式第5号）により、技能指導官にあつては本部長に、伝承官にあつては所管部長に当該技能指導官又は伝承官に係る指定の解除の上申（所管部の庶務担当課経由）をするものとする。

- 2 前項の上申を受けた本部長又は所管部長は、当該上申に係る技能指導官又は伝承官について、指定を解除する必要があると認めるときは、その指定を解除するものとする。
- 3 配置所属長は、第2項の規定により技能指導官又は伝承官の指定が解除されたときは、その旨を教養課長に通知するものとする。

（技能指導官名簿等の作成）

第9条 教養課長は、技能指導官名簿（様式第6号）及び伝承官名簿（様式第7号）を備え付け、技能指導官及び伝承官の指定等の状況を明らかにするものとする。

- 2 教養課長は、技能指導官及び伝承官の指定等があつたときは、各所属に周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

（技能指導官及び伝承官の運用）

第10条 配置所属長は、兵庫県警察教養規程（平成20年兵庫県警察本部訓令第13号）に規定する実務研修及び巡回教養等により、技能指導官及び伝承官の計画的かつ効果的な活用を図るものとする。

- 2 教養課長は、配置所属長と緊密に連携し、前項に規定する技能指導官及び伝承官の運用の状況を一元的に把握し管理するものとする。

(技能指導官又は伝承官の派遣要請等)

第11条 所属長は、技能指導官又は伝承官の派遣を要請するときは、配置所属長に技能指導官等派遣要請書(様式第8号)を提出するものとする。

2 配置所属長は、前項の規定による要請を受けたときは、特別の支障がない限りこれに応ずるものとする。

3 配置所属長は、所属の技能指導官又は伝承官を派遣するときは、教養課長にその旨を通知するものとする。

(報告)

第12条 配置所属長は、技能指導官及び伝承官による指導教養の実施結果について、技能指導官等活動結果報告書(様式第9号)により、四半期ごとに所管部の庶務担当課の長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所管部の庶務担当課の長は、当該報告の内容を取りまとめ、警務部長に報告(警務部教養課経由。以下同じ。)をするものとする。

3 配置所属長は、第1項に定めるもののほか、教養効果が顕著と認められるもの又は職場教養推進上参考となるものについては、実施した都度、警務部長に報告をするものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月3日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第15号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月29日本部訓令第17号)

この訓令は、平成20年7月29日から施行する。

附 則 (平成21年3月9日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月9日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日本部訓令第11号)

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。